



「上関原発を建てさせない山口大集会」が3月に開かれました。「事故はイヤだけど、集会に出ても原発はできる」と思われている読者は多いでしょう。でも、違うのです。くみこは集会で大収穫を得ました。会場に出展した団体の資料によって熊本一規さんという学者を

知り、その論理に、目から鱗が落ちました。原発に反対してきた祝島島民の会は昨年、中国電力から調査妨害するなど提訴されましたが、熊本さんは、祝島の漁民が漁を続ける限り、中電が漁民の海=財産権を脅かし原発をつくることはできない、と言います。



祝島漁民の補償金拒否が原発着工を防いでいる

「熊本一規のホームページ」を読む

くみこ さて、原発とはなんの関係もない我が家の農地売却の件なのですが

みけこ 昨年、弊紙144号で田と空き家を売ると記事にしたアノ件です

くみこ ほかの田も売らないかと不動産会社から打診がありまして。二束三文とはいつでも農業するつもりがないのだから、稲作や管理の心配事から解消され、赤字が無くなるだけマシです。猛スピードで売買交渉は進みまして

みけこ 3月のことですが、きょう契約書に判をつきます、来週手付金が銀行口座に入金されます、というところまで来ました。そこからが、くみこらしい非常識ぶりなのですが

くみこ 全額でも二束三文なのに、そのたった1割の入金確認のためにわざわざ銀行に出向くなんざ面倒だからヤダ、って不動産屋に言ったのよ。前金はいらん。契約金は一括していただければ結構。そもそも前金になんの意味があるの？ 不動産会社はなんで前金を払いたいんですか、貴方だって面倒でしょうに

みけこ 不動産屋のお兄さんは、そんなこと聞いたことがない、とばかりに「慣例になっていまして」

くみこ 慣例という言葉には全く響かないので、「じゃあ、私は要らんわ」と言ったんですが、そんなバカげたことで押し問答するのも時間の無駄なんで結局、前金の入金を承諾、契約書にサインし判をつきました。契約日には、サインしたその日の日付を入れました

前金は財産権侵害に対する補償だった

みけこ そうしたら翌週、お兄さんがまた来宅。「訂正印がいただきたい」

くみこ それを聞いて、前金の謎に初めて合点がいったのです。訂正箇所は、契約日でした。私が契約書にサインした日の日付は誤りで、契約日は前金が入金され、私が前金を受け取ったとされる日なのでした。つまり、私がお金を受け取って初めて買い手との契約は取り交わされたことになるのでした

みけこ それを説明できなかったお兄さんもお兄さんだ

くみこ 「なんだ、前金には契約成立を証明する意味があったんじゃないか」と、その時はその程度しか思わなかったのですが、この光景が俄然、あとで思い出されることになりました

上関原発計画に反対するブレン

みけこ ところで、「上関原発を建てさせない山口大集会」です

くみこ 会場には、祝島の特産や昼食を売るマルシェが並びます。私は環境関連の団体のブースを覗いて情報収集するのが好きです。コロナ前よりブースが減り、ここで会えると勝手に思っていた人と会えなかったのは残念でしたが、期待を裏切らなかつたのは「いのち・未来うべ」という団体です。その通信を例年この会場で手に入れています。直近の27号には、中電による祝島島民の会の提訴をめぐる記事もありました

みけこ 「いのち・未来うべ」は、一昨年には「上関原発と漁業権」、昨年には「上関原発と中電訴訟」をテーマにオンライン学習会を開いたそうです。講師をされた熊本一規・明治学院大学名誉教授のホームページに、中電による財産権の侵害や漁業権などの争点が整理されている、と書かれています

中電がボーリング調査できない法的ポイント

- ①中電の一般海域占用許可申請書に、利害関係人たる祝島漁民の同意書が含まれていない。これは憲法29条違反
- ②中電の一般海域占用許可申請が違法であるにもかかわらず、これを許可した山口県も憲法29条違反
- ③公有水面埋立法には、「埋立で損害を受ける者に補償をしなければ埋立工事はできない」旨が規定されている(8条)。中電が県から埋立免許を得ようと得まいと漁民に補償していなければ工事ができない
- ④2000年の漁業補償契約に基づく中電の債権の消滅時効は、民法によれば10年(167条1項)。債権は、10年間行使しないと消滅する
- ⑤2000年以降、祝島の漁民は漁協組合員も非組合員も、漁業補償金を受け取っていない。しかも補償対象者は23年間で移り変わっている

中電は法的に行き詰まっている

くみこ 熊本さんのHPを早速読みました。中電は、上関原発つくれないじゃん。勇気凛々

みけこ なぜそう思うか。くみこが安直なのか

くみこ 違います。福島原発事故直前、中電は建設のためのボーリング調査を強行しようとしていました。「3・11」で中断し、原発新增設を認めぬ国の方針が出たものの、すっかり風化した今は再び、埋立免許を何度も延期してくれる県の追い風も受けています。なのに中電は、陸の道路整備などをしながら海側では様子見を続けるだけ。強行突破しないのがなんだか妙でもありました。しかしその膠着状態は、上記「法的ポイント」が致命的だったからか、と思うと腑に落ちるのです。23年前に補償の済んだ陸側は工事ができる。しかし補償が済んでない海側が肝腎要なんだ。私は確かに「海面占用許可(一般海域占

用許可のこと。ボーリング調査に必要)」と「埋立免許(公有水面埋立法に基づく)」の用語が覚えられないくらい頭が悪いけれど、熊本さんが指摘する法的ポイントは、非の打ち所がないほど論理的に思えます

みけこ HPIには、報道、研究書、裁判の準備紙面、行政との交渉録音など、資料が徹底して掲載されています。論点はシンプルで、ビギナーにもわかりやすい文章。だからこそくみこも、先に述べた「我が家の農地売却の件」を思い出し、目から鱗が落ちたのでしょう

くみこ 強者と弱者の裁判では、第三者は強者が正しいと信じがちです。でも、それは正しくない。法律は弱者の権利も守るものです

みけこ 私が感動したのは、熊本さんの次の言葉です。「釣り船を出すことが続けられる限り、調査も埋立も不可能です」「漁民が当たり前の日常生活を送ることが一番強い」



◆熊本一規(くまもと・かずき) 鹿児島・志布志湾の住民運動の支援を通じて法律を学んだ。写真(左)は2011年発行『脱原発の経済学』(緑風出版)。原発コストのカラクリにも迫る。⑤は俄か熊本ファンのみけこ ◆祝島島民の会の裁判を支援する会 事務局は周南法律事務所。会員募集中。会費制